

イベント主催者の皆さま

飲酒運転防止の努力義務に関する規定が 令和2年8月25日から施行されます。

令和2年6月19日に公布された「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例」のうち、イベント主催者の責務に関する部分が、同年8月25日に施行されます(第20条の2)。

多くの人が集まるイベントで、参加者に酒類を提供する又は酒類の持込みを認めるイベントを主催する方には、次のことに努めてください。

- ① 会場等に飲酒運転撲滅に関するポスター等の啓発文書を掲示する。
- ② 酒類の提供を求める参加者に車両利用の有無を確認する。
- ③ 酒類の提供を求める参加者が車両利用であったときは
 - ・ 参加者が一人のときは、帰宅方法(タクシー、代行等)を確認してください。
⇒ 確認できないときは酒類を提供しないでください。
 - ・ 参加者が複数人であったときは、帰宅時の運転者を確認してください。
⇒ 帰宅時の運転者には酒類を提供しないでください。
※ 確認できないときは全員に酒類を提供しないでください。
- ④ 帰宅時には、③で確認した帰宅方法が守られることを確認してください
⇒ 運転代行を紹介するなど、飲酒運転防止の措置をお願いします。

イベント主催者の皆さまは、会場で酒類を販売する方に対して
上記の事項を遵守するよう指導してください。

皆さまのご協力が、誰かの命を救います。
飲酒運転をゼロにするため、力を貸してください！